

令和3年度

福知山市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福知山市監査委員

監査第359号

令和4年8月30日

福知山市長 大橋 一夫 様

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

令和3年度福知山市健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度福知山市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の対象

(1) 令和3年度健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 令和3年度資金不足比率

(3) 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月22日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。また、必要に応じ財政当局からヒアリングを行った。

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率等の算定過程に誤りがないか。
- (2) 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- (3) 健全化判断比率等の算定に用いられている数値が、法令に基づいた関係資料から正しく引用されているか。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率等の対象となる会計等は、次のとおりである。

連結 実質 赤字 比率	一般会計等	一般会計		実質 赤字 比率	実質 公債 費 比率	将来 負担 比率	
		休日急患診療所費特別会計					
	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計					
		国民健康保険診療所費特別会計					
		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）					
		介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		公営企業会計	法適用企業	水道事業会計			資金 不足 比率
				下水道事業会計			
				病院事業会計			
			法非適用企業	と畜場費特別会計			
				公設地方卸売市場事業特別会計			
	農業集落排水施設事業特別会計						
	石原土地地区画整理事業特別会計						
	宅地造成事業特別会計						
	一部事務組合	京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合					
		京都府自治会館管理組合					
	広域連合	京都府後期高齢者医療広域連合					
		京都地方税機構					
	地方公社 第3セクター等（※） 地方独立行政法人	公立大学法人福知山公立大学					

※第3セクター等への損失・債務保証はしていないため、対象となる団体はない。

健全化判断比率等の指標数値を年度別に比較すると次のとおりである。

〈各健全化指標の年度別比較〉

(単位：%)

健全化指標	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (3か年平均)	9.9	10.1	10.9	11.2	11.2
(実質公債費比率) (単年度)	(10.3)	(8.8)	(10.6)	(11.1)	(11.2)
将来負担比率	38.5	47.4	51.8	64.7	74.7

〔早期健全化・財政再生の基準〕

(単位：%)

健全化指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.10*	20.0
連結実質赤字比率	17.10*	30.0
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	—

*実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、福知山市の令和3年度決算における基準である。

〈資金不足比率の年度別比較〉

(単位：％)

公営企業会計区分	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
水道事業会計	—	—	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—	—	—
病院事業会計	—	—	—	—	—
と畜場費特別会計	—	—	—	—	—
宅地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—
農業集落排水施設事業特別会計	—	—	—	—	—
石原土地区画整理事業特別会計※	—	—	—	—	—

(注) 1 ※の会計名は福知山都市計画事業を省略。

(注) 2 数値が生じなかったものは「—」と表記した。

〔経営健全化の基準〕

(単位：％)

健全化指標	経営健全化基準
資金不足比率	20.0

5 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

実質赤字比率は一般会計等の赤字の程度を示すもので、連結実質赤字比率は一般会計等ほか特別会計、企業会計まで含めた市の全ての会計の収支を連結し、全体の赤字の程度を示したものである。

両指標の算定基礎となる、標準財政規模及び各会計の実質収支額、資金不足・剰余額に誤りはなく、両指標ともに比率は算定されていない。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等から企業会計までの市の全ての会計に、外部組織である一部事務組合・広域連合までを対象とした借入金（市債）の返済額等と、経常的に収入できる一般財源の額との対比を指標化したものであり、3か年の平均で表される。言い換えれば収入のうち借金の返済に充てている割合の3か年の平均を示すものである。

実質公債費比率が18%以上になると、市債の発行には国の許可が必要となり、25%が早期健全化基準となっている。

この比率の算定に用いられた数値は、法令に基づいた関係資料から正しく引用され、算定された比率の9.9%は正確であった。これを前年度の10.1%と比較すると0.2ポイント改善されている。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、実質公債費比率の対象会計から、さらに地方公社・地方独立行政法人・第3セクター等までを含めた範囲の会計について、借入金（市債）の返済など将来に亘って支払う可能性がある負担等の決算時点の総額について指標化し、将来的に財政を圧迫する危険度を示したストック指標であり、早期健全化基準は350%である。

この比率の算定に用いられた数値は、法令に基づいた関係資料から正しく引用され、算定された比率38.5%は正確であった。これを前年度の47.4%と比較すると8.9ポイント改善している。

6 資金不足比率の概要

資金不足比率は土地区画整理事業等を含む公営企業ごとに資金不足額が、事業の規模である事業収入に対してどの程度であるかを示す指標である。

令和3年度決算では、水道事業会計以下8会計が対象であったが、資金不足比率の算定に係る各要素の数値に誤りはなく、資金不足比率が算定された会計はなかった。

7 意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の審査結果は前述したとおりであるが、決算審査の結果も踏まえ、以下のとおり意見を付す。

先に資金不足比率について述べる。対象となる公営企業会計8会計で資金不足額は計上されておらず、資金不足比率は算定されなかった。しかし、宅地造成事業及び石原土地区画整理事業については、依然として未売却保留地を抱えており、今後の土地価格の動向等により、資金不足発生も懸念されることから、引き続き効果的な販売方法など保留地売却促進の方策を幅広く検討し、事業完了に向け努められたい。

次に健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象となる会計において実質赤字額又は資金不足額は計上されておらず、両指標ともに比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、指標数値に採用する直近3か年の平均では、前年度に比べ0.2ポイント改善している。しかし、コロナ禍の減収対策として令和2年度に発行された猶予特例債の全額償還や一般会計からの公営企業債償還相当繰入金の増加などが影響し、単年度比率では前年度に比べ1.5ポイント悪化している。

将来負担比率については、市債の繰上償還の実施や定期償還の進捗などにより、将来負担額が大きく減少し、前年度に比べ8.9ポイント改善している。

健全化判断比率の4指標については、いずれも国が示す早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率及び将来負担比率は改善が進んでいる。

今後においても将来の財政状況を見据え、中長期的な収支のバランスに留意した行政運営を行い、更なる財政の健全化に努められることを求め、令和3年度健全化判断比率等の審査のむすびとする。

